

政軍関係研究再考－諸概念の定義を中心に－

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2011-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小森, 雄太 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10956

政軍関係研究再考

——諸概念の定義を中心に——

A Reconsideration of Civil-Military Relations:

Focusing on Definitions of Various Concepts

博士後期課程 政治学専攻 2008年度入学

小 森 雄 太

KOMORI, Yuta

【論文要旨】

本稿は、研究者によって、「政軍関係 (civil-military relations)」という概念の定義が異なる現状を踏まえ、その中でも「政治と軍部の関係 (politico-military relations)」に注目して、政軍関係研究の理論的基礎を構築しようと試みたものである。

本稿では、初めに「政治と軍部の関係」、即ち「狭義の政軍関係 (politico-military relations)」について、「政治と軍事の分離 (civil-military separation)」及び「文民統制 (civilian control of/over the military)」の視点から検討を行った。そして、狭義の政軍関係を「文民統制に代表される政治と軍部の関係」とであると定義した。

次に我が国も含む先進民主主義諸国における文民と軍部についても検討を行った。そして、文民を「議会」、軍部を「陸軍の中堅以上の将校団」とする定義付けた。

この結果、従来論じられてきた広範な定義から一歩踏み込んだ定義付けを行うことが出来た。これにより、特に理論的に政軍関係を分析する際に行う分析対象の確定が容易になると考えられる。

【キーワード】 政軍関係, 文民統制, 文民, 議会, 軍部

はじめに

一 「政軍関係」とは何か

二 「政」とは何か

三 「軍」とは何か
おわりに

はじめに

本稿は、「政軍関係 (civil-military relations)¹」の中でも、「政治と軍事の関係 (politico-military relations)²」に注目して、我が国を中心に政軍関係研究における基本的な概念を再定義し、政軍関係研究の理論的基礎を構築しようと試みたものである。

一 「政軍関係」とは何か

(一) 政軍分離の視点から見る政治と軍事の関係

狭義の政軍関係、言い換えるならば「政治と軍事の関係」に関する研究は多いが、その中でも政軍分離について論究した研究は、決して多くは無い³。そこで、本項では政軍分離について検討し、文民統制を検討する際の基礎を構築したい。

政軍分離 (civil-military separation) とは、文民と軍部を制度的に分割し、相互干渉を防止しようとするものである。なお、ここで指している政軍分離とは国内において文民と軍部相互の完全な独立を意味しているのではなく、君主等の国家元首の下での分立を意味している。政軍分離の起源は幾つか考えることが可能であるが、その一つとしては、クラウゼヴィッツ (C. P. G. Clausewitz) の思想の曲解が挙げられる。

クラウゼヴィッツは、戦争を「敵をしてわれらの意思に屈服せしめるための暴力行為⁴」にして、「一つの政治的手段⁵」に過ぎないと論じた上で、軍事は政治に従属するべきであるとし、政治による軍部の統制を主張した。しかし、モルトケ (H. K. B. Moltke) やメッケル (K. W. J. Meckel) といった自らの直系の後継者たるドイツ陸軍によって曲解され、結果として政治と軍事は分離すべきとされ⁶、これを範として影響を受けた我が国を始めとする各国によって更なる曲解が行われることとなった⁷。以下では、政軍分離の代表的な存在である太平洋戦争以前の我が国の安全保障制度を例に、政軍分離を検討したい。

16世紀後半以降、欧州において確立された近代的な安全保障制度が我が国へ導入されたのは、御親兵の設置 (1871年) 以降である。その後、我が国は日清戦争 (1884年～1895年) や日露戦争 (1904年～1905年)、第1次世界大戦 (1914～1918年) を経験した。その過程の中で、陸軍は師団制を導入して外征軍の装いを強め、海軍も列強の先進的な技術を外国製主力艦の導入等によって近代海軍の体裁を整えると同時に政治体制の充実も行われた結果⁸、実質的な文民統制が確立された⁹。

しかし、その文民統制は当時の状況に依拠したものであり、制度的に確立されたものではなかった。それ故に、制度論的に検討すると未熟であったと言わざるを得ない構造を有していた¹⁰。この未熟な制度の欠陥は、1930年のロンドン海軍軍縮条約批准に際し、統帥権干犯問題という形で顕

在化した。この問題の本質は、「政府の統制外に置かれた統帥権をどの様に運用するのかということ」であり、この制度のみが原因ではないものの¹¹、その後発生した幾つかの軍事クーデタを概観すると、我が国の政治状況に大きな影響を与えたと言える¹²。

我が国において政軍の分離が推進される契機となったのは、1878年の竹橋事件である。この事件は、1877年に行われた西南戦争における恩賞に対する不満をきっかけとして勃発したクーデタであり、この事件を受けて、軍部の政治介入を防止する為に明治天皇より下賜されたのが、軍人勅諭である¹³。また、統帥権独立を促進した理由として、政党による軍部への過剰な介入を阻止することがあったことも事実である¹⁴。この様に、特に我が国において統帥権が独立した理由を考えると、政軍分離を否定的に解釈することは難しい。しかし、前述の様に幾つかの戦争を経て、形式的には自由主義的・民主主義的な政治体制が構築され、政戦両略の調整機関であった元老が構成員の高齢化によって、その機能を喪失したにも拘らず¹⁵、政軍分離を維持したことは、文民統制の観点からも政戦両略統合の観点からも問題であったと言える¹⁶。

この様な事実を踏まえると、明治憲法下における我が国の政軍関係は、政治家の権力闘争に軍部が巻き込まれる様な事態を阻止するという政軍分離の長所を如実に表していると言える。しかし、ハンチントン等の先行研究において主張されている様な理想的な政軍関係とは程遠いのは言うまでもない。そこで、以下では政軍関係についての先行研究に依拠して、政軍分離とは対極の概念である文民統制の視点から考察したい。

（二） 文民統制の視点から見る政治と軍事の関係

文民統制 (civilian control of/over the military) に関して、ハンチントン (S. P. Huntington) は「これまで決して満身に定義されていない¹⁷」という前提の基に、文民統制を「主体的文民統制」と「客体的文民統制」の2つに大別し、更にそれらを幾つかに分類している。

「主体的文民統制 (subjective civilian control)」について、「文民の権力の極大化 (maximizing civilian power)」の為に最も簡単な方法であると述べている。また、ハンチントンは主体的文民統制を更に「政治制度による文民統制 (civilian control by governmental institution)」、「社会階級による文民統制 (civilian control by social class)」及び「立憲形態による文民統制 (civilian control by constitutional form)」の3つに分け、それぞれの状況における権力闘争の産物であり、結果として軍隊を抑え込むことになるとしている¹⁸。

「客体的文民統制 (objective civilian control)」について、「ミリタリー・プロフェッショナリズムの極大化 (maximizing military professionalism)」を促進させ、将校団及び軍隊を政治的に中立な立場で軍事的安全保障の確立に全力を投入できると述べている¹⁹。しかし、近代西欧社会も含め、この様な体制が実際に確立されたことは稀であったとも述べ、結論として客体的文民統制及びミリタリー・プロフェッショナリズムをより強固なものとするべきであると主張している。

これに対してファイナー (S. E. Finer) は、前述の様に軍部の政治への介入を「軍が彼ら自身の

政策および（或いは）人材を，一般に承認された文民当局の政策（或いは）人材と力づくで取り替えること」と定義している。また，これを抑制する為の方策はその地域において「文民優位の原則が確立されていること」や「政治への介入によって生ずるであろう自軍の消耗や内乱による同士討ち，介入の失敗等に対する恐怖を抱かせること」が必要であるとしている²⁰。そして，ハンチントンが提唱したプロフェッショナリズムの確立では抑制出来ないどころか，逆に政治への介入のきっかけになりかねないと主張した²¹。

また，ファイナーは軍部の政治への介入を「影響力の行使に止まる場合」，「圧力の行使及び脅迫を行う場合」，「内閣及び支配者の置き換えを行う場合」及び「文民体制の一扫と軍政の確立を行う場合」の4段階に分けられるとした²²。これに併せて各国の政治状況を判断する基準として，「権力の委譲の手続きについての広範で一般的な承認とこれらの手続きに反する如何なる権力の行使も正統性を有しないという一致した信念が存在するかどうか」，「誰が，或いは何が最高権力を構成しているのかに関する広範で一般的な認識とそれ以外の誰も，或いは何も正統性や服従する価値が無いという一致した信念が存在するか」，「公衆（の地位）が比較的大きく，私的な組織の中へ十分に動員されているか。即ち，まとまっている教会，商工業の団体，労働組合及び政党を見つけられるか」という「政治文化（political culture）」の3つの条件を示して各国を比較し，以下の様に分類している²³。

- 1 成熟した政治文化を有する諸国：アメリカ，イギリス，北欧等
- 2 発達した政治文化を有する諸国：ドイツ，我が国等
- 3 低い政治文化を有する諸国：トルコ，エジプト等
- 4 最低限の政治文化を有する諸国：メキシコ，コンゴ等

これらの意見に対し，ハンチントンの弟子であったパールムター（A. Perlmutter）はハンチントンが掲げたプロフェッショナリズムを構成する要素の中でも団体性に注目した。それが肥大化することによってプロフェッショナルな軍部が「近衛兵主義（praetorianism）」に転化し，その結果として理想的な政軍関係を破壊すると主張している²⁴。また，近代以降の軍の形態を「プロフェッショナルな職業軍人の古典的類型」，「近衛兵主義を有する軍人による団体性を有するプロフェッショナルリズムの第2の類型」及び「団体性を有しない革命的な軍人によって主張されたプロフェッショナルリズムの第3の類型」²⁵と類型化した。具体的には，次の通りである。

- 古典的（第1の）類型：18世紀のプロイセン及びフランス，20世紀の我が国及びソ連
第2の類型：20世紀のラテンアメリカ，1970年代以降の中東及びアフリカ
第3の類型：中国（中華人民共和国）及びイスラエル

その後、ハンチントンはパールマターの意見をある程度受け入れ、狭義の近衛兵主義が「軍部の政治介入を意味する」と定義した上で、軍部のみならず教会や経済界等の政治への介入が行われている社会を「プリートリアン・ソサエティ (praetorian society)」としている²⁶。

以上、政軍関係研究の権威であるハンチントン、ファイナー及びパールマターの文民統制に関する主張を概観した。相互に強い批判を行っているが、それぞれの主張に共通点が無いということではない。それは「軍部は政治に介入する傾向があるということ」であり、「政治介入を抑制し、政治に従属させる為にはどうすれば良いのかということ」である。そして、先に論じた政軍分離との最大の相違は「軍部を政治の統制に置くか否かということ」であると言える。

政軍分離の根拠とされたクラウゼヴィッツの主張が曲解されたものであり、実際には政治による統制を主張していたことは先に述べた。ということは、政軍分離と文民統制は少なくとも発想の段階では同一の起源を有していたと考えることが出来る。結論として、歴史的には、政軍相互の介入を阻止することを目指した政軍分離と軍部を何らかの手段によって抑え込むという文民統制という2つの流れが出来てしまったものの、政軍関係についての諸定義をまとめると、「文民統制に代表される政治と軍部の関係」という規定に集約出来るであろう。

二 「政」とは何か

狭義の政軍関係において、「政」は一般的に政治を示すとされ、具体的には「文民 (civilian)²⁷」を指すとされている。しかし、文民が具体的に何を指すのかということについては、行政部をもって文民とする論調は多いものの²⁸、研究者間において、絶対的な基準があるとは言えない。そこで、本節では文民の概念を可能な限り確定してみたい。

(一) 政軍関係における文民

文民という概念を、消極的に定義付けるならば²⁹、「軍人以外の全て (no military)」となる。しかし、字面通りに為政者から一般の有権者まで含めるのかと言えば、その様なことは有り得ない。現実に即して考えるならば、それは軍部以外で実際に安全保障政策の形成に携わる人々であると考えられる。具体的には政策を立案・執行する「行政部」及び政策を審議・決定する「立法部」が挙げられる。そこで、以下ではこの2者について検討してみたい。なお、司法部についても言及すべきかも知れないが、一般的に統治行為論に代表される様に司法部は、政策形成に対して消極的である³⁰。従って、本稿では割愛する。

1 行政部

現代では行政需要の拡大に伴い、行政部の権能が増大する一方、立法部はその勢力下に置かれていると言わざるを得ない状況である。また、同時に職務内容の専門性も向上した為、良くも悪くも専門家に任せざるを得ないというのが実情である³¹。

しかし、そもそも官僚及び官僚制とは、国家等の大規模な集団を効率良く運営する為の技術或いは道具の一つであり、有権者によって選ばれた政治家に「奉仕すべき」存在なのである³²。そうである以上、獵官制（spoils system）の様な例外を除いて、如何に卓越した政策立案能力があったとしても、基本的には採用試験を通じて選抜される官僚が政策決定権を持ち得ないのである。彼らは、あくまでも政策立案の支援及び政策の執行に止まらざるを得ない。

ところで、行政部の首脳である閣僚は、殆どの場合政治家である³³。1920年代初頭の文民統制が制度的に確立されていない我が国において、原敬首相が軍部を掣肘した様に、優れた政治家が閣僚に就任した場合、軍部も含めた官僚を統制することは難しいことではない³⁴。しかし、能力が劣った政治家が閣僚に就任した場合、官僚のみならず、軍部を統制することも困難である。また、政治家個々の能力と同様に政治体制の違いによっても状況は異なると考えられる。議院内閣制の場合、閣僚が構成する内閣は、国民による選挙を経た議会の信任によって成立している。その為、議会が信任しなくなった際には、内閣は速やかに退陣しなければならない。しかし、大統領制の場合、議会とは別の選挙によって大統領は選ばれるのであり、議会と対立する可能性は大いにある。逆に大統領が議会を圧倒することすら有り得るのである³⁵。また、途上国では軍人が大統領や閣僚等に就任することや議会や国民を抑圧することも少なからず見受けられる。以上の点を踏まえると、文民を行政部とする従来の研究には少なからず疑問が残る³⁶。

2 立法部

立法部を構成する議員は、選挙を通じて選抜された言わば「有権者の代表」である。しかし、統治能力としては、少なからず問題が残る。その最たるものは有権者が常にその政治状況に適した人物を選出出来るとは限らないということである³⁷。また、選挙制度の運用によっては、幾らでも既存の政治体制に有利な状況を構築したり、不適格な人物を当選させたりすることが可能である³⁸。

また、政策立案能力については、行政部、特に官僚には遠く及ばないと言わざるを得ない。この理由としては幾つか考えられるが、その一つには内閣等の行政部と比較して、圧倒的に貧弱な政策立案支援体制が挙げられる³⁹。行政部は、情報を収集する出先機関や政策を立案する官僚といったスタッフが充実している。それに対して、立法部における情報収集や政策立案は、我が国における議院法制局の様な組織の設置や秘書等の増員、或いは国政への調査権の行使等を通じて行われているが⁴⁰、行政部と比較すると貧弱であることは否めない。しかも、行政部に情報を求めたとして、完全に公開される可能性は少なく、公開されたとしても行政部自身に不利な情報を伏せる場合が往々にして存在する⁴¹。この結果、政策立案に必要な基礎的な情報を収集することが出来ず、結果として政策立案能力が低くなってしまいう傾向がある⁴²。

とは言え、近代以降、議論の余地は有るものの⁴³、民主主義が是認される様になってからは、有権者に出選された議員によって構成される議会は、為政者として、そして文民として必要な正統性を有していると言える。寧ろ、問題は行政部や軍部に対抗する為に、相対的に弱いとされる議会の

機能を如何に強化するかということであろう。

以上、文民のイメージを明確にする為に、行政部及び立法部について検討してきた。結論として、次のことが導き出される。即ち、多少の例外や反発があるものの、近代以降の政治体制は概ね選挙制度を基礎とする民主主義を前提として構築されている。この状況を踏まえて検討すると、先進国の様に制度的にも思想的にも民主主義が確立されている国家において、文民の責を担うべきは行政部ではなく、立法部、即ち議会であると考えられる。何故ならば、行政部と比較して、有権者の意見を制度的に反映し得るのは議会しかないと考えられるからである⁴⁴。

(二) 政軍関係における議会

先に先進国における文民は議会であると論じたが、一般的に「狭義の政軍関係（政治と軍事の関係）」を考察する場合、その検討の過程に議会が登場することは少ない。そこで、以下では議会の機能に注目して、政軍関係における議会について検討したい。

1 議会の機能

近代以降、国家の統治機構は、立法部、行政部、及び司法部に分割され、相互に監視する様に運用されることが望ましいとされている⁴⁵。その結果、現在では先進諸国を始めとする殆どの国家には、議会が設置されている。国毎にその性質は異なるものの、その基本的な機能が「代表機能 (representative functions)」、「立法機能 (legislative functions)」、「行政府との協調 (relation with the executive)」であることに変わりはない⁴⁶。

議会の形骸化がよく言われるものの⁴⁷、現代国家は法治主義を標榜している⁴⁸。その点において、政策を法律にする機関である議会の重要性が増すことはあれども減ることはない。また、行政需要の拡大と専門性の向上によって、行政部と比べると相対的に地位が低下してしまったものの、政策執行等の行政部の活動を監視することも議会の重要な機能であろう⁴⁹。

立法機能と関連する機能としては、議案への正統性の付与が挙げられる。これは、法律や予算の議決のみに限ったものではない。内外の様々な行為への非難や改善勧告等の決議についても行政部や司法部ではなく、有権者によって選ばれた議員によって構成される立法部、即ち議会で行われるからこそ、議案の正統性が高まると言える⁵⁰。

これらの機能の強弱は各国で異なるが、それを決定付ける一因として、設置された議会の審議過程が挙げられる。即ち、「審議の中心を委員会に置いているかということ」である。何故ならば、「強力な議会は強力な委員会をもち、弱い議会は弱い委員会しかもたない⁵¹」という指摘もある様に、「強い議会」を確立する為には、充実した審議過程、即ち強い委員会制度を構築しなければならないからである。以下では、この視点から議会が文民たりうるか否かについて検討したい。

2 議会における委員会制度から見た文民

一院制、二院制を問わず、現在、委員会制度及びそれに類似した制度を採用している国は我が国を始めとして多い。委員会を中心に据えることの弊害としては、本会議が単なる儀式と化してしまい、結果的に本会議が軽視されるといったことが挙げられる。しかし、議会に上程される議案の殆どが高度に専門的な内容を含んでいる現代において、専門的で効率的な審議を行う為には、委員会制度は政策立案において妥当な制度であると考えられる⁵²。現在、本会議中心主義を採用している国は英国等幾つかあるものの、それらの国でもアメリカや現在の我が国の様に議院内に委員会が設置され⁵³、議院運営の効率化を行っている。

実際、委員会制度が確立されているアメリカではベテラン議員は官僚を凌駕する知識量、情報量を誇っており、政軍関係や安全保障政策に大きな影響を与えた議員立法が少なからず成立している。有名な事例としては、海軍の拡充を企図した「ヴィンソン＝トランメル法（The Vinson-Trammell Act of 1934）⁵⁴」や統合参謀本部議長の権限を強化することとなった「ゴールドウォーター＝ニコルズ国防総省再編法（The Goldwater-Nichols Department of Defense Reorganization Act of 1986）⁵⁵」等が挙げられる。この法律の成立過程については詳述しないが、指揮・統制という軍事組織の根幹に関わる事柄の変更に、議会、特に委員会が主導的に関与したことは注目に値する。

この様な事例を踏まえると、委員会制度の拡充が政策立案能力の向上に直結していることが分かる。この政策立案能力の向上こそ、「強い議会」を確立させる為には必要不可欠な要件であると同時に、議会が行政部に成り代わって、文民として軍部に対抗する為の要件であるとも言える。

以上、文民とは何かについて、行政部と立法部の比較及び立法部の機能並びに諸制度に注目して考察した。結論として、議会が形成された経緯や審議過程における諸制度を踏まえると、議会を文民とみなすことは妥当であるという結論を得た。この結論は、行政部を文民とする従前の政軍関係理論とは一線を画している様に見える。しかし、文民を民主主義的な制度によって選出された者と規定している点においては、既存の諸理論とは変わり無いと言える⁵⁶。

三 「軍」とは何か

狭義の政軍関係において、「軍」は一般的に軍事を示すとされ、具体的には「軍部（military）」を指すとされている。しかし、文民と同様に、これについても具体的に何を指すのかということについては、研究者間において、絶対的な基準があるとは言えない。そこで、本節では軍部と呼ばれる概念を可能な限り確定してみたい。

（一）政軍関係における軍部

軍部という概念を広義に考えると、「軍隊（army）という武装集団のみを指すものではなく、軍事力管轄の政府機関を含めたすべて⁵⁷」となる。また、最も広義に解釈すると「暴力というものの

予想されることが高い領域が軍事 (military) であり、暴力の予想が低い領域が民事 (civic) である⁵⁸」という前提から分析を試みようとする意見もある。しかし、実際に軍部を論じる場合、その対象は「正規軍及びその管理機構」といったいわゆる「軍隊」であることが殆どである⁵⁹。一方、狭義に考えると、陸海空軍等を問わず「軍事組織の将校 (officer) 及びその集団である将校団 (officer corps)」となる。そこで、最初にこの2つの概念について考察し、「軍部」の概念を明らかにしたい。

1 軍隊 (army)

「軍隊」という語を国語辞典で引いてみると「一定の組織で編制されている、軍人の集団⁶⁰」とある。また、「army」を英英辞典で引いてみると「陸軍及び常備軍⁶¹」とある。また、語意以上に、イギリスの様に海軍や空軍が国防の主体になっている国家はある。しかし、近代以降の戦争、少なくとも対称戦争 (symmetric warfare) における結末の殆どが首都や要衝等の「重要拠点の制圧」であり、その主役は陸軍である⁶²。この構図は現在に至るまで基本的には変わっておらず、army が陸軍を指すことはある種当然であると言える。

また、政軍関係を論じる際に切り離せないものとして「クーデタ (coup d'etat)」がある。軍隊が関係しているものを特に「軍事クーデタ (military coup)」と呼ぶが、その中心となるのは殆どが陸軍である⁶³。この理由は幾つか考えられるが、最大の理由は陸海空軍それぞれの特質であると考えられる。

陸軍の担当する作戦領域は、人間の根本的な生活基盤である地上である。従って陸軍は海軍や空軍と比べると、社会との接触の機会が多い。それは、同時に政治との接触の機会も多いことを意味している。一般的に陸軍は海軍や空軍と比べると定員が遥かに多く⁶⁴、元陸軍将校が政治家に転身する例は多い⁶⁵。また、陸軍は海軍や空軍に比べると他国の政府や軍隊といった国外の団体と接触する機会が少なく、閉鎖的な思考に至る傾向があるとされる⁶⁶。それが結果として、陸軍特有の独善的な思考様式を生み出すこととなるとも考えられている。

これに対して、海軍や空軍はこの様な傾向が少ないとされる。海軍を例に挙げるとその基本機能は「軍事」、「警備」、「外交」の3つとされ⁶⁷、軍事機能及び警備機能については陸軍や空軍等と同様である。しかし、外交機能は大きく異なると言える。この具体的な例としては、他国への親善航海が挙げられる⁶⁸。また、空軍も海軍と似た傾向があるとされる。これらを総合すると、軍部を軍隊と規定する場合、その対象は基本的には陸軍であると言える⁶⁹。

2 将校団 (officer corps)

これに対して、ハンチントンは軍部を将校団と規定し、「一つの専門的職業団体であり、現代の軍将校は、一個の専門的職業人 (professional man) である」と述べている。そして、この「専門的職業 (profession)」が「専門技術 (expertise)」、「責任 (responsibility)」、及び「団体性 (cor-

porateness)」という概念に基づいて規定されるとしている⁷⁰。また、団体性について、この傾向を有する専門的職業に従事する人々は「一般に協会組織か官僚組織かのいずれの形態をとっている」とし、特に「官僚的職業組織は、集团的な職業上の責任とかその職業が社会において果たす固有の役割といったより一般的な意識を強める傾向がある」と考察している⁷¹。

この定義に基づいて、ハンチントンは、将校団の専門技術として最も求められるのは「暴力の管理 (The management of violence)⁷²」、具体的には「軍事力の編成、装備および訓練」、「軍事活動の計画」、「戦闘の中において、またその外にあって、その作戦を指揮すること」であるとしている⁷³。次に責任として求められるのは「暴力の管理が、社会的に認められた目的のためだけに利用されること⁷⁴」とし、社会的責任、特に国家への責任を論じている。また、団体性について「将校制度は、公共的な官僚化された専門的職業である⁷⁵」とし、下士官兵について「官僚制機構の一部ではあるが、専門職業的官僚制の一部ではない⁷⁶」とし、将校のみを将校団の構成員としている。そして、将校をこれらの概念によって専門職業化することにより、プロフェッショナリズム (professionalism) が確立され、政治への介入は抑制されると述べている。

これに対し、ファイナーは前述の様にプロフェッショナリズムの確立のみでは、軍部の政治介入を阻止することが出来ないと主張したが、将校団の概念自体は否定していない。また、ハンチントンやファイナーの意見に対し、ハンチントンの教え子であるパールマターはプロフェッショナリズムの転化した概念として「近衛兵主義 (Praetorianism)⁷⁷」を主張したが、その前提となる概念もやはり将校団であった。

以上、「政軍関係の権威⁷⁸」と呼ばれる3者の著述を中心に、軍部の概念について概観してきた。3者の共通点としては、「将校団を軍部としているということ」が挙げられる。ハンチントン以降の現代政軍関係理論に対する批判は行われているが⁷⁹、その基礎となる軍部の概念について論及しているものは殆ど存在しない。従って、軍部を将校団と規定することも妥当であると考えられる。しかし、この概念も前述の軍部を軍隊とする意見同様、広範であることには変わりはない。そこで、次に視点を変えて、これらを基礎として、政策形成過程の面から軍部を規定することを試みたい。

(二) 政策形成過程から見た軍部

先進国における一般的な政策形成の過程は、中央省庁の係長級が起案し、課長級 (中佐及び大佐)、部長及び局長級 (准将及び少将)、次官級 (中将及び大将⁸⁰)、閣僚級と承認されていく⁸¹。そして、大統領や首相が最終的な決定を行い、政策の執行責任を負うのである。これは安全保障政策も例外ではなく、各国とも憲法若しくはそれに準ずる法律によって、行政部の首脳による軍に対する最高指揮権が規定されている。即ち、安全保障政策の最高責任者にして軍部の最高責任者は閣僚等の行政部首脳であると言える。とは言え、安易に行政部首脳を軍部と規定することは無理がある。ではどのような場合、規定することが出来るのであろうか。

最も判りやすい例は、軍人が大統領や首相に就任している例である。これは発展途上国で見られるが⁸²、何れも前述の定義に当てはまると考えられる。一方、先進国においてこの様な事例を見ることは不可能に近い。確かに現役の軍人が行政部の長や国防大臣や国防長官といった国防政策の責任者に就任した例は先進国にも存在するが、何れの事例も緊急避難的な意味合いが強く、特に将官級の高級軍人がこれらに就任した例だけに絞れば、皆無に近いと言える⁸³。

以上を踏まえて軍部について検討すると、参謀総長や軍司令官等といった、国防当局の次官級のいわゆる制服組までは確実に現役将官級の軍人であり⁸⁴、その段階までは軍部であると言える。逆に首相や大統領といった行政部の首脳を軍部と規定することは少なからず問題がある様に考えられる。その理由としては幾つか考えられるが、その最たるものとして挙げられるのは、先進国においては原則として文民が閣僚以上の職に補されるということである。従って、大統領や首相といった大臣級の行政部首脳を軍部と規定することは困難であり、次官級が軍部の最高位となる。この結論と前項の分析を総合すると、軍部とは陸軍の将校団、特に「陸軍の中堅以上の将校団」と規定することが、政軍関係の研究を行う上で妥当であると言える。

おわりに

以上、「政軍関係」、「軍部」及び「文民」について考察してきた。ここに至るまでに政軍関係を「文民統制に代表される政治と軍部の関係」、文民を「議会」、そして軍部を「陸軍の中堅以上の将校団」と規定することが出来た。今後は、本稿において行った理論的考察を基礎として、事例研究を含む実証的な考察を行いたい。また、政軍関係の分野において、議会をあまり重視していない様にも見受けられたので、今後は議会に注目して研究を行うことも必要であると考えられる。これらは筆者自身の課題でもあるが、同時に政軍関係研究全体の問題でもありとされる。

注

¹ 「政軍関係」を「軍民関係」や「民軍関係」と称している場合もある。賀川俊彦「ラテン・アメリカ諸国における軍部と軍国主義」慶応義塾大学地域研究グループ編著『変動期における軍部と軍隊』（慶応通信、1968年）322頁、上原勇司編『IPSHU 研究報告シリーズ第38号 国際平和活動における民軍関係の課題』（広島大学平和科学研究センター、2007年）。しかし、本稿では国立情報学研究所の論文検索ナビゲータ(CiNii)や国立国会図書館の蔵書検索・申込システム(NDL-OPAC)で、「政軍関係」、「軍民関係」、「民軍関係」をそれぞれ検索すると、圧倒的に「政軍関係」を用いた雑誌記事が多いという現状を踏まえ、基本的には区別せずに用いることとする。なお、本稿において、特に説明が無い場合は、政軍関係とは「政治と軍事の関係」である。

² これ以外にも、政軍関係の下位概念としては、「社会と軍部の関係 (social-military relations)」や「産業と軍部の関係 (industrial-military relations)」といった概念が存在し、政治思想や比較政治学、経済学の立場から研究が行われている。

³ ただし、我が国における政軍分離に関する研究は、後述の様に少なからず存在する。

⁴ C. P. G. クラウゼヴィッツ (清水多吉訳)『戦争論 (上)』(中公文庫、2001年) 35頁。

⁵ 前掲『戦争論 (上)』63頁。

⁶ その代表的な例として「シュリーフェン・プラン」の取り扱いが挙げられる。これは、ビスマルク (O. E.

- L. Bismarck) 失脚後に予想された対仏戦争を想定し、当時の参謀総長であったシュリーフェン (A. Schlieffen) によって立案された戦争計画である。その問題点としては、計画の内容を知っていたのは陸軍の上層部のみで、帝国宰相を始めとする内閣は勿論、同じ軍部である海軍にさえも何も知らされてはいなかったということが挙げられる。この点において、クラウゼヴィッツの主張した「軍事の政治への従属」は達成されなかったと言える。石津朋之『『シュリーフェン計画』論争をめぐる問題点』『戦史研究年報』第9号(2006年)89-117頁, M. クレフェルト(佐藤佐三郎訳)『補給戦 何が勝敗を決定するのか』(中央公論新社, 2006年)。
- 7 杉之尾宜生「帝国陸軍の戦争観—クラウゼヴィッツ『戦争論』誤解釈の観点から—」『防衛大学校紀要』第80輯(2000年)155-174頁。
 - 8 なお、本稿で取り扱っている安全保障制度は、特に論じない限り、防衛法学会編『新訂 世界の国防制度』(第一法規, 1991年)に依拠している。
 - 9 藤原彰『日本軍事史 上巻 戦前篇(新装版)』(社会批評社, 2006年)185頁。一方、小林道彦は我が国の軍部の形成について、日露戦争以前から成立していたが、その成立は1920年代であるとしている。小林道彦『日本の大陸政策 1895-1914』(南窓社, 1996年)155-158, 305頁。
 - 10 明治憲法下における我が国の制度的問題に関して論及している先行研究は数多く存在し、本稿に關係する内容に限っても、以下の様な研究が挙げられる。小谷秀二郎「政軍關係より見たる明治七年の台湾征討と西郷従道(一)」『産大法学』第9巻第1号(1975年)25-44頁, 小谷秀二郎「政軍關係より見たる明治七年の台湾征討と西郷従道(二)」『産大法学』第9巻第4号(1976年)16-34頁, 寺村安道「明治国家の政軍關係—政治的理念と政軍關係—」『政策科学』第10巻第1号(2002年)73-84頁, 伊藤皓文「明治国家における政軍關係—軍隊と国家の一事例研究—(一)」『防衛論集』第7巻第2号(1975年)1-56頁, 伊藤皓文「明治国家における政軍關係—軍隊と国家の一事例研究—(二)」, 『防衛論集』第7巻第3号(1976年)33-92頁, 戸部良一「戦前日本の政軍關係—最近の研究動向から—」『防衛学研究』第33号(2005年)1-21頁。
 - 11 雨宮昭一は近代日本において、統帥権独立制度がそのまま作動した戦争は無いと論じ、個々の戦争における国内外の政治状況が作動の有無や規模に大きな影響を与えたとしている。雨宮昭一『近代日本の戦争指導』(吉川弘文館, 1997年)304頁。
 - 12 船木繁『日本の不運四〇年 統帥権における軍部の苦悩』(文京出版, 1997年), 秦郁彦『統帥権と帝国陸海軍の時代』(平凡社, 2006年)参照。
 - 13 額綱厚『近代日本政軍關係の研究』(岩波書店, 2005年)2頁。しかし、結果的に政治統制を拒否する様な制度の根拠となってしまったことは周知の事実である。また、軍人勅諭以前に公布された「軍人訓戒」も含めて、実際には殆ど遵守されず、軍人は政治へ関与し続けたとする研究もある。松下芳男『改訂 明治軍制史論 上巻』(国書刊行会, 1978年)498-518頁, 松下芳男『日本軍閥興亡史 上巻(新装版)』(芙蓉書房出版, 2001年)65-68頁。
 - 14 永井和や戸部良一は、統帥権独立の理由を「天皇親政と民権対策」と結論付けている。永井和「太政官文書に見る天皇万機親裁の成立—統帥権独立制度成立の理由をめぐって—」『京都大學文學部研究紀要』第41号(2002年)85-201頁, 戸部良一「戦前日本の政治と軍事—統帥権独立を中心として—」『栃木史学』第18号(2004年)1-12頁。また、現在提示されている政軍の分離、即ち統帥権独立が推進された理由としては、前述の「西南戦争などの教訓」と「天皇親政と民権対策」以外にも「プロシア軍制の模倣」や「日本的伝統の影響」、及び「山県一派の野望」が主張されており、秦郁彦は、「山県一派の野望」と結論付けている。前掲『統帥権と帝国陸海軍の時代』53-116頁。
 - 15 この結果、外征等の軍事行動への抑制が効かなくなっていったのである。山本四郎『元老』(静山社, 1984年)317-318頁。特に伊藤博文は、日露戦争開戦前には、非戦論を主張した為、「恐露病」と非難されている。前掲『元老』115-116頁。
 - 16 この問題に関する考察は、2009年4月26日に開催された戦略研究学会第7回大会にて報告したが、来春投稿予定の『年報戦略研究』にて詳述する。
 - 17 Huntington, S. P., *The Soldier and the State: the Theory and Politics of Civil-Military Relations* (Cambridge: Harvard University Press, 1985), p.80.

- ¹⁸ *Ibid*, pp.81-83.
- ¹⁹ *Ibid*, pp.83-85.
- ²⁰ Finer, S. E., *The Man on Horseback: the Role of the Military in Politics* (New Brunswick: Transaction Publishers, 2002), pp.23-32.
- ²¹ *Ibid*, pp.47-56.
- ²² *Ibid*, pp.139-163.
- ²³ *Ibid*, pp.87-88.
- ²⁴ Perlmutter, A., *The Military and Politics in Modern Times: on professionals, praetorians, and revolutionary soldiers* (New Haven: Yale University Press, 1977), pp.89-114. なお、Praetorianism という用語について、英和辞典には「(特に有名無実の官僚と少数独裁による)力(欺瞞)による専制、腐敗した軍部独裁政治」と掲載されている。小学館ランダムハウス英和大辞典編集委員会編『小学館ランダムハウス英和大辞典』(小学館, 1985年) 2023頁。また、本稿では、三宅正樹訳の「近衛兵主義」を採用した。三宅正樹『政軍関係研究』(芦書房, 2001年) 23頁。
- ²⁵ *Ibid*, Preface XV.
- ²⁶ Huntington, S. P., *Political Order in Changing Societies* (New Haven: Yale University Press, 1968), pp.192-198.
- ²⁷ 「文民」という日本語の用語は、日本国憲法の制定過程において、我が国を占領していた連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)に文民規定の憲法条文への挿入を求められた高柳賢三が捻り出した言葉であるという。前掲『政軍関係研究』51-52頁
- ²⁸ 具体的には、太平洋戦争後の我が国における文民統制の運用及び解釈が挙げられる。佐道明広『戦後日本の防衛と政治』(吉川弘文館, 2003年), 武蔵勝宏『冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究』(成文堂, 2009年) 参照。
- ²⁹ ここで用いた「消極的な定義付け」は、行政法学において、行政を定義付ける学説である控除説(消極説)の論理を援用した。関哲夫『要説行政法<新訂版>』(酒井書店, 2005年) 6頁。
- ³⁰ 統治行為論も立場によっては、肯定されたり否定されたりしている。また、肯定説の中にも内在的制約説や自制説等幾つか有るが、本稿では芦部信喜が提唱した折衷説に従った。芦部信喜『憲法』(岩波書店, 1993年) 260-262頁。
- ³¹ 本田弘『現代行政の構造』(勁草書房, 1994年) 8頁, 佐々木信夫『現代行政学 管理の行政学から政策学へ』(学陽書房, 2000年) 7-8頁。
- ³² 前掲『現代行政の構造』78頁。
- ³³ 本稿においては、「国会議員等の公職を経験した者」を「政治家」と看做している。この条件に照らし合わせると、我が国を始めとする主要国全てにおいて当て嵌まると言える。
- ³⁴ これ以外にも、軍部を統制出来た事例としては、2003年のイラク戦争の際のアメリカがそれぞれ挙げられる。とは言え、イラク戦争については少なからず問題が指摘されているので、判断を下すのは時期尚早であるとも考えられる。Desch, M. C., “Bush and the Generals”, *Foreign Affairs*, 86-3 (May/June 2007), pp.97-108, Myers, R. B., Kohn R. H., Owens, M. T., Korb, L. J. and Desch, M. C., “Salute and Disobey?, The Civil-Military Balance, Before Iraq and After” *Foreign Affairs*, 86-5 (Sep/Oct2007), pp.147-156.
- ³⁵ アメリカにおいて、大統領が拒否権を発動した場合、再可決の可能性は10パーセントを割り込むという。U. S. Senate Official Website (http://www.senate.gov/reference/glossary_term/override_of_a_veto.htm) (21/4/2009 last accessed).
- ³⁶ ただし、新興諸国における政軍関係に絞った研究は下記のように多く挙げることが出来る。なお、ここに挙げたのは我が国における先行研究の極一部に過ぎないことを付記しておく。伊藤述史「民主化過程における軍部の撤退と文民統制—タイの場合—」『法学研究』第70巻第2号(1997年) 263-295頁, 伊藤述史「民主化過程における軍部の撤退と文民統制—フィリピンの場合—」『政治経済史学』第381号(1998年) 1-30頁, 内山秀夫「新興諸国における政治と軍部」慶応義塾大学地域研究グループ『変動期における軍部と軍隊』(1968年) 41-183頁, 笹岡伸矢「社会主義体制の崩壊における軍隊とクーデター—ソ連と東欧諸国との比較

- から一』、『政治学研究論集』第20号（2004年）115-134頁、笹岡 伸矢「民主化と政軍関係に関する一考察—ブラジル、スペイン、ソ連の権威主義体制期の比較分析—」、『政治学研究論集』第17号（2003年）117-135頁、笹岡伸矢「ソ連の政軍関係についての一考察—体制移行期を中心に—」、『政治学研究論集』第19号（2004年）81-100頁、藤原帰一「民主化過程における軍部—A・ステパンの枠組とフィリピン国軍—」、『近代化過程における政軍関係』（1990年）141-158頁。
- 37 この問題を端的に示した用語としては、「衆愚政治」が挙げられる。また、これに対する批判も歴史上、数多く行われている。S. ウォーリン（尾形典男、福田敏一、佐々木武他訳）『政治とヴィジョン』（福村出版、2004年）参照。
- 38 現政権に有利な選挙制度としては、アメリカのゲリマンダーや我が国のハトマンダー等が挙げられる。森脇俊雅『小選挙区と区割り—制度と実態の国際比較—』（芦書房、1998年）63-100頁。
- 39 浅野一郎は、政策形成に必要な「判断材料は、すべてとっていいほど政府が持っている」と述べ、政策立案能力に関する行政部の立法部への優位について論じると共に、1999年に行われた我が国の国会における政府委員制度の廃止について、疑問を呈している。浅野一郎編『現代の議会政』（信山社出版、2000年）24-25頁。
- 40 議会の本会議や委員会における質問が最も端的な例であるが、これ以外にも我が国における質問主意書の様な文書による質問も行政府からの情報提供の一例である。田中信一郎「帝国議会における質問制度の意義」、『政治学研究論集』第24号（2006年）153-172頁、田中信一郎「幻の質問権—日本国憲法・国会法制定過程と質問制度—」、『政治学研究論集』第26号（2007年）73-92頁、田中信一郎「国会における質問制度の変容」、『政治学研究論集』第27号（2007年）109-128頁。
- 41 我が国における情報公開の際に公表される所謂「黒塗り文書」は有名だが、イギリスでもサッチャー政権期には情報の隠匿が行われたという。安藤高行『情報公開・地方オンブズマンの研究—イギリスと日本の現状—』（法律文化社、1994年）21-62頁。
- 42 ただし、これも国によって違いがあり、我が国では衆参両院で合計数百人に対して、アメリカでは上下両院合わせて1万人以上の職員が議員立法に従事している。小池洋次『政策形成の日米比較—官民の人材交流をどう進めるか』（中公新書、1999年）109-115頁。
- 43 トクヴィル（C. A. H. C. Tocqueville）は、民主主義という制度が「多数の暴政」をもたらす危険性を示唆している。C. A. H. C. トクヴィル（松本礼二訳）『アメリカのデモクラシー—第一巻（下）』（岩波文庫、2005年）139-152頁。ただし、同時に民主主義の進展そのものは肯定しており、自由主義との調和を図る方策も検討している。前掲『アメリカのデモクラシー』166-191頁。
- 44 ただし、米仏の様に選挙で選ばれ、かつ実権を伴った大統領等が存在する場合は、多少事情が異なる。しかし、何れの国々も議会が大統領に優越する権能（大統領の弾劾や拒否権発動議案の再可決等）を有しており、議会が国民の意思を代表すると考えることはある程度妥当であると言える。
- 45 ただし、分権の度合いは各国によって異なる。前掲『政治』113-117頁。
- 46 Ball, A. R. and Guy Peters, G., *Modern politics and government* (New York: Palgrave Macmillan, 2005) pp.187-190. なお、バジヨット（W. Bagehot）は議会、特に庶民院の機能を選出機能（the elective）、表明機能（expressive function）、教育機能（teaching function）、報道機能（informing function）、立法機能（the function of legislation）であるとしている。Bagehot, W., *the English Constitution* (London: Oxford University Press, 1928), pp.115-120.
- 47 杉原泰雄、只野雅人『憲法と議会制度』（法律文化社、2007年）72-76頁
- 48 前掲『憲法』13-15頁。また、具体的な概念としては「罪刑法定主義」や「租税法律主義」が挙げられる。
- 49 例えば、我が国では会計検査院に代表される様な監察制度が制定されているが、いわゆる「官官接待」が未だに根絶されていない以上、十分に機能しているとは言い難い。その結果、行政の一部門である自衛隊（他国ならば軍部）に対する監督も難しくなってくるのである。西川伸一『この国の政治を変える会計検査院の潜在力』（五月書房、2003年）参照。また、中華人民共和国や中華民国の様に監察専従の部署を設置するという考え方もあるが、これらの部署は立法部や司法部、行政部といった「三権」の何れにも属さず、独立した機関として存在しているので、その業務をいわゆる「内部監査」と解釈することは難しい。

- ⁵⁰ Ball and Guy Peters, *op.cit.*, pp.196-199.
- ⁵¹ 倉島隆編著『問題発見の政治学』（八千代出版, 2004年）109頁。
- ⁵² 実際に委員会中心主義の代表例であるアメリカでは、委員会が立法過程において最も重要な役割を果たしている。阿部竹松『アメリカ憲法と民主制度』（ぎょうせい, 2004年）189-194頁。
- ⁵³ 英国議会には常任委員会, 特別委員会, 臨時委員会といった委員会が設置されている。United Kingdom Parliament Official website (<http://www.parliament.uk/about/how/committees.cfm>) (22/4/2009 last accessed).
- ⁵⁴ 正式名称は、「ワシントンおよびロンドン条約による制限 までの海軍艦艇の建造に関する法 (Construction of Certain Naval Vessels at the limits prescribed by the treaties signed at Washington and London) であり, その後も第二次海軍拡張法 (The Naval Expansion Act of 1938) や第三次海軍拡張法 (The Naval Expansion Act of 1940) といった法律が議員立法によって成立している。Biography Dictionary of United States Congress Official Website (<http://bioguide.congress.gov/scripts/biodisplay.pl?index=V000105>) (03/05/2009 last accessed) , U.S.Navy Official Website (<http://www.cvn70.navy.mil/vinson/vinson.htm>) (03/05/2009 last accessed).
- ⁵⁵ U.S.A.F. Air University Official Website (http://www.au.af.mil/au/awc/awcgate/congress/title_10.htm) (02/05/2009 last accessed), United States Senate Armed Services Committee Official Website (<http://armed-services.senate.gov/>) (01/05/2009 last accessed). また, この法案に関する考察としては, 以下の様なものが挙げられる。部谷直亮「トランスフォーメーションにおける国防改革グループの問題意識—政軍関係を中心とする3つの特徴—」『国際情勢』第78号 (2008年) 215-229頁。
- ⁵⁶ なお, 軍事予算の成立過程に注目して, 政軍関係における議会を考察している研究は, 室山義正『近代日本の軍事と財政: 海軍拡張をめぐる政策形成過程』(東京大学出版会, 1984年) や R. スメサースト「高橋是清の政治ならびに経済理念とその源」『三田商学研究』第48巻第5号 (2005年) 83-90頁等幾つか存在する。
- ⁵⁷ 内山正熊「現代における軍部・軍隊」慶応義塾大学地域研究グループ『変動期における軍部と軍隊』(慶応通信, 1968年) 7頁。
- ⁵⁸ Lasswell, H. D. Kapran, A., *Power and Society* (London: Routledge, 1998), p.252.
- ⁵⁹ ただし, 我が国や米国では戦時には海上保安庁 (JCG: Japan Coast Guard) や沿岸警備隊 (USCG: United States Coast Guard) は海軍の隷下に入るものとされている。
- ⁶⁰ 新村出編『広辞苑 第六版』(岩波書店, 2008年) 参照。
- ⁶¹ Simpson, J. A. and Weiner, E. S. C., *The Oxford English Dictionary Second Edition* (Oxford: Clarendon Press, 1989) 参照。
- ⁶² 防衛大学校・軍事学研究会編『軍事学入門』(かや書房, 1999年) 152-155頁。
- ⁶³ 最近の例としては, 2006年のタイ軍事クーデタがある。また, 1932年に我が国で発生した5・15事件はクーデタではなく, 白色テロである。坂野潤治『近代日本政治史』(岩波書店, 2006年) 160-165頁, 柳井金之助代表編集『五・一五事件公判記録 増補版』(国民新聞社, 1933年)。また, 陸軍以外の軍事機関が軍事クーデタを起こした事例としては, 1905年6月, ロシアで発生した「戦艦ポチョムキンの反乱」として知られるオデッサ軍港での水兵 (=海軍) の反乱やドイツ帝国崩壊 (ドイツ革命) のきっかけとなった1918年11月のキール軍港での水兵 (=海軍) の反乱が挙げられるが, 全体においてその数は陸軍と比較すると少ないと言える。H. ホフ (由良君美訳)『戦艦ポチョムキンの反乱』(講談社, 2003年), 野村修編『ドイツ革命』(平凡社, 1974年)。
- ⁶⁴ 例えば, 2004年度自衛隊予算定員は陸上自衛隊157,828人, 海上自衛隊45,842人, 航空自衛隊47,361人であった。朝雲新聞社編集局編『平成16年度版 防衛ハンドブック』(朝雲出版社, 2004年) 参照。
- ⁶⁵ もっとも, 絶無ということではなく, 我が国でも第2次世界大戦後, 野村吉三郎や源田実といった元海軍将校が国会議員になった例はある。
- ⁶⁶ 我が国の旧陸軍に関して, 最近の研究では教育制度にその原因を求めているものもある。野邑理栄子『陸軍幼年学校体制の研究 エリート養成と軍事・教育・政治』(吉川弘文館, 2004年)。
- ⁶⁷ 太平洋戦争研究会『日本海軍がよくわかる事典 その組織, 機能から兵器, 生活まで』(PHP 研究所, 2002

年) 14-19頁。

- ⁶⁸ ただし、接受国の解釈によっては、親善航海が砲艦外交を行う様に考えられる可能性は十分有り得る話であり、1853年の我が国への黒船来航はその端的な例であろう。しかし、陸軍が進駐した場合と比べるとその影響は遥かに小さいと考えられる。
- ⁶⁹ ただし、この結論は海軍や空軍、海兵隊等を除外するものではない。
- ⁷⁰ Huntington, *op. cit.*, pp.7-9. 具体的には、専門技術とは「長い期間にわたる教育と経験によってのみ獲得し得るものにして、意味のある人間的努力の分野において特定の知識と技能をもった専門家 (expert) である専門的職業人が有する」ものであり、責任とは「(専門的職業人の) その仕事が社会によって要求される時にそれを遂行しなければならない」ものであり、団体性とは「職業上の利益を守るために、その専門職業的能力が何の関連も持っていない領域でその能力を利用することを職域成員に対して禁じ、また同じようにして、他の分野で業績を上げたり貢献したりするという理由で専門職業的能力を持っているのだと主張するような部外者に対して自らを保護するよう要求する」傾向であると論じている。また、専門的職業人についても、「社会が機能する上で欠くことのできない健康や教育や正義の増進といった業務を遂行するところの、ある社会的な関連のもとで働く実務的な専門家」と定義している。
- ⁷¹ *Ibid.*, p.10.
- ⁷² *Ibid.*, p.11. なお、この言葉はハンチントンが考案したものではなく、ラズウェル (H. D. Lasswell) が考案したものである。Lasswell, H. D., *Essays on the garrison state* (New Brunswick: Transaction Publishers, 1997), p.78.
- ⁷³ Huntington, *op. cit.*, p.11.
- ⁷⁴ *Ibid.*, p.14.
- ⁷⁵ *Ibid.*, p.16.
- ⁷⁶ *Ibid.*, p.17.
- ⁷⁷ Perlmutter, *op. cit.*, p.89.
- ⁷⁸ 前掲『政軍関係研究』16-17頁。
- ⁷⁹ 額綱厚「政軍関係論に関する一考察 (I) —ハンチントンの『二重政府論』を中心として—」『政治経済史学』第288号 (1990年) 1-11頁、額綱厚「政軍関係論に関する一考察 (II) —ハンチントンの『二重政府論』を中心として—」『政治経済史学』第289号 (1990年) 16-29頁、笹岡伸矢「ハンチントンの政軍関係理論とその批判—地域研究の視座から—」『政治経済史学』第459号 (2004年) 24-48頁、出岡直也「政軍関係をめぐるふたつの議論の批判的検討—ファイナーとムーゼリス—」『法学』第51巻第6号 (1988年) 167-199頁、廣瀬克哉「軍事専門職業論の論理構造とその限界—ハンチントンの『客体的文民統制』批判—」『思想』第709号 (1983年) 99-115頁。これらは我が国に限ったものであり、国外に目を向けるならばその数はさらに膨大なものとなることは言うまでもない。
- ⁸⁰ 例えば、我が国の旧軍では大將は大臣級の階級であったが、現在は次官級の階級とされている。『皇室儀制令』(大正15年10月21日皇室令第7号)、『防衛庁の職員の給与等に関する法律』(昭和27年7月31日法律第266号)、『防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令』(昭和27年8月27日政令第368号)、『一般職の職員の給与に関する法律』(昭和25年4月3日法律第95号)、『人事院規則九一四二 (指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額)』(昭和48年9月26日人事院規則9-42)。
- ⁸¹ 例えば、我が国の場合、政策立案のきっかけは幾つか考えられるが、その根本がボトムアップであることに変わりはない。城山英明・鈴木寛・細野助博編『中央省庁の政策形成過程—日本官僚制の解剖—』(中央大学出版部, 1999年) 89-126頁。
- ⁸² 軍人が行政の長になる好例は軍事クーデタの勃発であるが、政権を長期的に維持することは難しく、何らかの形で終焉を迎えざるを得ないことが多い。軍事クーデタを起こして、長期政権を維持出来た例としては韓国やパキスタンが挙げられる。
- ⁸³ 軍歴を有し、国防政策の責任者についた例としては、米国のマーシャル (G. C. Marshall) (陸軍元帥) やアイゼンハウアー (D. D. Eisenhower) (陸軍元帥)、我が国の中谷元 (二等陸尉) 等が挙げられる。ただし、何れも退役後に補職されており、少なくとも第2次世界大戦後の我が国と米国では、現役高級将校が補され

た事例は太平洋戦争以後存在しない。首相官邸公式 Web サイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/index.html>) (2009年4月30日検索)。U. S. Department of Defense Official Website (http://www.defenselink.mil/specials/secdef_histories/) (22/4/2009 last accessed).

⁸⁴ 現在、殆どの国家が参謀本部及び類似した制度を採用しており、その長は副大臣若しくは次官級の職とされている。菊池征男「制服組 VS 背広組 VS 政治家が三つ巴の暗闘を繰り返してきた自衛隊「文民統制」の真実」『SAPIO』第19巻第18号 (2007年) 76-78頁。

参考文献 (後注掲載文献は除く)

Desch, M. C., *Civilian control of the military: the changing security environment* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1999)

Diamond, L. and Plattner, M. F., *Civil-military relations and democracy* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1996)

Feaver, P. D., *Armed servants: agency, oversight, and civil-military relations* (Cambridge: Harvard University Press, 2003)

Janowitz, M., *The professional soldier: a social and political portrait* (New York: Free Press, 1971)

Janowitz, M., *The military in the political development of new nations: an essay in comparative analysis* (Chicago: University of Chicago Press, 1964)

Smith, L., *American democracy and military power: a study of civil control of the military power in the United States* (Chicago: University of Chicago Press, 1951)

L. ダイヤモンド, M. F. プラットナー (中道寿一監訳) 『シビリアン・コントロールとデモクラシー』(刀水書房, 2003年)

M. ジャノヴィッツ (張明雄訳) 『新興国と軍部』(世界思想社, 1968年)

L. スミス (佐上武弘訳) 『軍事力と民主主義』(法政大学出版局, 1954年)

S. P. ハンチントン (市川良一訳) 『軍人と国家 (上・下)』(原書房, 1978年)

S. P. ハンチントン (内山秀夫訳) 『変革期社会の政治秩序 (上・下)』(サイマル出版会, 1972年)

岩井奉信 『立法過程』(東京大学出版会, 1988年)

小林宏長 『国防の論理 西ドイツの安全保障と憲法との関係』(日本工業出版社, 1981年)

廣瀬克哉 『官僚と軍人—文民統制の限界』(岩波書店, 1989年)

村井友秀, 真山全編著 『現代の国際安全保障 (安全保障学のフロンティア 21世紀の国際関係と公共政策①)』(明石書店, 2007年)

村井友秀, 真山全編著 『リスク社会の危機管理 (安全保障学のフロンティア 21世紀の国際関係と公共政策②)』(明石書店, 2007年)